

京都市と関西電力株式会社との 持続可能な社会の実現に向けた取組推進に係る包括連携協定書

京都市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が持続可能な社会の実現に向けた社会的責務を果たすとともに、甲の脱炭素等に係る取組の円滑な推進に資することを目的として、相互の緊密な連携や協力を確認するものである。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 市有施設における脱炭素に向けた調査・研究に関する事項
- (2) 市内の太陽光発電等再生可能エネルギーの導入拡大に向けた調査・研究に関する事項
- (3) 市内の電動車の導入等エネルギー需要の脱炭素化に向けた調査・研究に関する事項
- (4) 市内のエネルギーマネジメントに係る調査・研究に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、相互に連携協力を行うことが必要と認められる事項

（対話）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項その他の持続可能な社会の実現に向けた取組に関し、定期的な対話を行うものとする。

（個別の協議）

第4条 甲及び乙は、第2条各号に掲げる事項について、その具体的な内容、実施方法、役割分担、費用負担、知的財産の取扱い及びその他必要となる事項について協議のうえ、必要に応じて個別契約、覚書等を取り交わすものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報及び相手方が秘密情報である旨を書面で明示した上で自らに提供した情報について、本協定の目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- 一 相手方から開示を受けた時点で、既に公知となっているもの。
- 二 相手方から開示を受けた時点で、既に自ら保有していたもの。

三 相手方から開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となったもの。

四 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。

五 相手方から開示された情報によることなく、独自に開発または取得したもの。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(有効期間及び解約)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を終了する旨の書面による意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、本協定の有効期間中であっても、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事態又は本協定に定める事項に係る疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月31日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長 松井 孝治

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
代表者 取締役代表執行役社長 森 望